

令和2年(2020年)12月10日(木曜日)

三島駅西街区訴訟  
最高裁が上告棄却

三島駅南口西街区の  
開発事業を巡り、三島  
市が市土地開発公社か  
ら事業地の買い取りを  
怠ったのは違法行為に  
当たるとして、三島駅  
南口の整備を考える市  
民の会の渡辺豊博代表  
が豊岡武士市長を相手  
取り、財産管理の違法

確認を求めた上告審  
で、最高裁は9日まで  
に上告を棄却する決定  
をした。8日付。原告  
側の訴えを「不適法」  
とした一、二審の判決  
が確定した。

原告側は市が公社か  
ら事業地を買い取って  
隣接地と一括売却すれ  
ば利益を得られたにも  
関わらず、買い取り  
請求権の行使を怠った  
ため安価で取引された  
一などと主張してい  
た。一方、一、二審判  
決は本件の買い取り請  
求権が地方自治法上の  
「財産」には当たらず、  
財産管理を怠る事実の  
違法確認を提起する要  
件を満たさないと判断  
した。

最高裁は原告側の上  
告理由について「単な  
る法令違反を主張する  
もので、上告の規定に  
該当しない」とした。  
渡辺代表は「市民の疑  
問に答えてもらえず残  
念」と語った。市は「最

高裁の決定で正当性が  
証明された」とコメン  
トした。